

# 福祉医療制度のご案内

●問合せ 住民課 内線258



病院にかかった時の医療費を軽減するために、次のような福祉医療制度があります。申請手続きをされていない方で、該当すると思われる方は住民課国保年金係にご相談ください。

※受給者証をお持ちの方で、保険証や住所等が変わった場合は、14日以内に届け出てください。

<b>全医療制度 共通</b>	<p>持ち物： 保険証、マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載されたものと身分証明書(免許証など)</p> <p style="text-align: right;">※詳しくは、お問い合わせください。</p>
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

制 度	対 象 者	助 成 の 内 容
一般不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の夫婦または事実上婚姻関係にある男女で、産婦人科等で一般不妊治療を受けた方</li> <li>一般不妊治療とは               <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険各法の適用となる不妊治療、不妊検査</li> <li>・人工授精(体外受精、顕微授精等は除く)</li> </ul> </li> </ul>	<p>一般不妊治療の本人負担額の2分の1以内を助成(限度額5万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の窓口で自己負担額を支払後、助成申請書と受診証明書に領収書を添えて役場に提出し、払い戻しを受けます。</li> </ul> <p>※申請期限は、毎年3月31日のためお早めにご相談ください。</p>
子ども医療	中学校卒業までの子	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳の年度末までの子を扶養している母(父)子家庭の母(父)とその子</li> <li>・父母のいない18歳の年度末までの子</li> </ul> <p>※母(父)の所得制限あり</p>	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者               <ul style="list-style-type: none"> <li>1級～3級</li> <li>腎機能障害 4級</li> <li>進行性筋萎縮症 4～6級</li> </ul> </li> <li>・療育手帳所持者 A・B判定</li> <li>・自閉症状群と診断された方</li> </ul> <p>(65歳以上で後期高齢者医療制度の該当者を除く)</p>	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
精神障害者医療	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	<p>障害者総合支援法が適用された精神通院医療のみ対象</p> <p>受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。</p>
	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者(65歳以上で後期高齢者医療制度の該当者を除く)	<p>全疾病の入院・通院治療を対象</p> <p>受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。</p>
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療に加入されている方で、次のいずれかの要件を満たす方	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり暮らしで、町民税非課税世帯の方(施設入所者は除く)</li> <li>②寝たきり、認知症の状態にあり、町民税非課税世帯の方</li> <li>③障害者医療、母子家庭等医療該当の方</li> <li>④戦傷病者、結核患者の方</li> <li>⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者</li> </ul>	<p>ひとり暮らしの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票上のひとり世帯</li> <li>・居宅の周辺に親族がいない</li> <li>・税扶養されていない</li> </ul> <p>※上記の要件を確認したうえで民生委員の証明が必要となります。まずは住民課までご相談ください。</p>
	・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	障害者総合支援法が適用された精神通院医療のみ対象